

発議第 1 号

宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の特例に
関する条例の制定について

上記の条例案を次のとおり提出する。

令和2年6月8日

提出者	宗像市議会議員	植	木	隆	信
賛成者	宗像市議会議員	石	松	和	敏
賛成者	宗像市議会議員	伊	達	正	信
賛成者	宗像市議会議員	北	崎	正	則
賛成者	宗像市議会議員	森	田	卓	也

提案理由

新型コロナウイルス感染症により、多くの市民生活に影響が及んでおり、その生活を守るための行動が宗像市議会議員にも強く求められている。

新型コロナウイルス対策とそのための財源の確保は不可欠であり、今後も、新型コロナウイルス対策として様々な対策を講じるにあたっては、議員も率先して経費の削減に努め、自ら身を切る姿勢を示さなければならない。

よって、宗像市議会議員の報酬を減額するため、条例を制定するもの。

宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

令和2年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに議員の議員報酬を削減するため、宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成15年宗像市条例第36号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬条例の特例)

第2条 令和2年6月1日から令和2年10月31日までの期間においては、議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに議員の議員報酬の月額を支給に当たっては、議員報酬条例第2条に掲げる議員報酬の月額から、議員報酬の月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。ただし、議員報酬条例に基づく期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、議員報酬条例第2条に掲げる議員報酬の月額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和2年10月31日限り、その効力を失う。